

水道事業の 抜本的な改革の方向性

1. 水道事業における広域化等の概要

水道事業における広域化等の現状

- 近年の水道事業を取り巻く環境の変化に伴い、水源の確保、効率的な建設投資等の見地から、2以上の市町村の区域にわたって給水する広域水道の整備が進められてきた。
- 平成26年度末における広域水道（都道府県営及び企業団営等の事業）の経営主体別事業数は、都道府県営等が29事業、企業団営等が96事業（建設中3事業含む）となっている。

項目 区分	供用開始時期別内訳								事業数	経営主体	
	昭和30年度 ～ 以前	昭和31年度 ～ 昭和40年度	昭和41年度 ～ 昭和50年度	昭和51年度 ～ 昭和60年度	昭和61年度 ～ 平成7年度	平成8年度 ～ 平成17年度	平成18年度 ～ 平成26年度	建設中		都道府 県営等	企業団 営等（括弧内は 構成団体数）
末端給水事業	6	11	18	6	6	1	5	-	53	5	48(145)
用水供給事業	3	5	14	23	8	9	7	3	72	24	48(317)
計	9	16	32	29	14	10	12	3	125	29	96(462)

※ 都道府県営等の用水供給事業には北九州市、上越市を含む。

※ 企業団営等の構成団体数には重複を含む。

出典：「平成26年度地方公営企業決算状況調査」

広域化等に関する主な最新の動き①

市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

<平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知>

(背景・経緯)

○水道事業の厳しい経営環境

⇒施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来 ⇒人口減少に伴う料金収入の減少

○「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業三課室長通知)

経営戦略の策定にあたっては、広域連携についても経営基盤の強化の推進等を図るための一方策として検討するよう要請。

○「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)

○推進役としての都道府県への期待

市町村を包括する広域自治体として、広域連携について検討する場を提供する役割が期待されている。

(通知内容)

1. 広域連携に関する検討体制の構築等

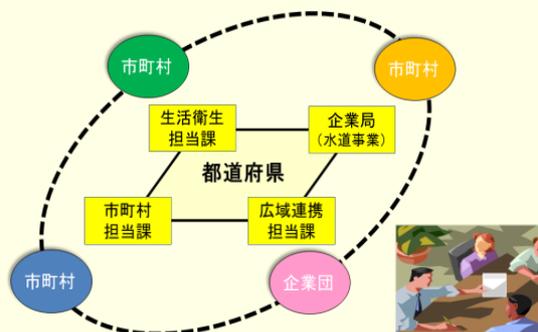
(1)検討体制の構成

○都道府県(生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局)

○各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等

※適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。

(検討体制イメージ)



(2)検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

(3)検討事項

①各市町村等の現状分析及び将来予測

②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

(留意点)

※できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。

※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。

※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。

※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

(4)検討の目的

平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

(5)検討結果の公表

HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明

(6)検討結果の見直し

広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置

3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

広域化等に関する主な最新の動き②

水道事業の広域連携に関する都道府県検討体制の設置状況(H28.8末現在)

都道府県名	設置済	設置予定 (H28年度中)							その他
		時期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
北海道	○	H25.3							
青森県				○					
岩手県			○						
宮城県								○	
秋田県					○				
山形県	○	H28.8							
福島県								○	
茨城県								○	
栃木県								○	
群馬県				○					
埼玉県	○	H26.6							
千葉県	○	H28.3							
東京都									個別対応(武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村、諸島を除き一元化済み)
神奈川県	○	H28.3							
新潟県								○	
富山県								○	
石川県								○	
福井県								○	
山梨県	○	H28.5							
長野県	○	H27.8							
岐阜県	○	H28.7							
静岡県	○	H28.6							
愛知県	○	H25.7							
三重県								○	

都道府県名	設置済	設置予定 (H28年度中)							その他
		時期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
滋賀県	○	H28.6							
京都府	○	H27.9							
大阪府									○
兵庫県	○	H28.5							
奈良県	○	H22.4							
和歌山県									○
鳥取県	○	H28.5							
島根県				○					
岡山県					○				
広島県	○	H24.4							
山口県	○	H28.8							
徳島県									○
香川県	○	H27.4							
愛媛県	○	H28.6							
高知県			○						
福岡県	○	H27.7							
佐賀県									○
長崎県									○
熊本県									○
大分県				○					
宮崎県	○	H28.8							
鹿児島県					○				
沖縄県									○
計	21							25	1

広域化等に関する主な最新の動き③

厚生労働省における水道事業の広域連携の取組(1)

1. 新水道ビジョン「発展的広域化」

- ・ 近隣水道事業者との広域化の検討を開始
→事業統合に限らず各業務部門の共同化をはじめとした幅広い検討の場を、近隣事業者と持つ
- ・ 次の展開として広域化の取組み推進
→他の行政部門との連携による枠組み、施設の共同整備や人事交流、将来も含めた着地点の検討
- ・ 発展的な広域化による連携推進
→住民や議会等との合意形成に配慮しながら、多様な形態の広域連携を検討のうえ、実現に向けた枠組みの設定により、関係者との調整などを進める

出典:厚生労働省健康局「新水道ビジョン」(平成25年3月)より抜粋

2. 具体的取組

- ・ 水道施設の耐震化状況を事業者ごとに公表し、事業者や国民等に対して取組の必要性の喚起に努めながら、水道事業の広域化に資する施設整備に対する生活基盤施設耐震化等交付金の交付※や、手引き、事例集等の作成・周知を通じ、水道事業の広域連携を推進。

※ H28年度予算:130億円(生活基盤施設耐震化等交付金の内数)

- ・ さらに、厚生科学審議会生活環境水道部会の「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、広域連携の推進については、都道府県が広域連携を図るための協議会の設置や、水道事業基盤強化のための計画策定ができることとする規定を設ける方向で検討中。今後、年内にとりまとめを行い、必要な制度改正につなげる予定。

出典:経済財政諮問会議第14回制度・地方行財政ワーキンググループ(平成28年10月27日)厚生労働省提出資料を基に加工

厚生労働省における水道事業の広域連携の取組(2)

厚生科学審議会生活環境水道部会

「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」における主な検討状況

・広域連携の推進:

広域連携を推進するため、都道府県が広域連携を図るための協議会の設置や、国が定める基本方針に基づき、水道事業基盤強化計画の策定ができることとする規定を水道法上設ける方向で検討中。

・適切な資産管理の推進・水道料金の適正化:

長期的視野に立った計画的な資産管理が適切に行われるよう、水道事業者は台帳の整備、施設の維持修繕・点検、中長期的な更新需要等の見通しの把握・公表、把握した更新需要に基づいて計画的な施設更新を行うこととする規定を水道法上設ける方向で検討中。

簡易水道を含めた中小規模の水道事業者に対する支援を併せて検討中。

・官民連携の推進:

公共施設等運営権方式 (※) の導入に向けた環境整備のため、水道事業における自治体と民間企業の権利義務関係を明確にする等の観点から法制的な対応を行うこと、同方式を活用した民間事業者による水道事業経営の安定化に資する税制上の措置等について検討中。

(※) 公共施設等運営権方式 (コンセッション方式) : PFIの一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、自治体と民間企業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を担う制度。

・指定給水装置工事事業者制度(※)の改善:

所在確認の取れない事業者の排除や無届工事・不良工事の解消のため、事業者の指定に一定期間 (5年) ごとの更新制を水道法に導入する方向で検討。

(※) 指定給水装置工事事業者制度 : 各水道事業者は給水装置 (蛇口やトイレなどの給水用具・給水管) の工事を施工する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定を受けた事業者が行う旨を規定。

※引き続き検討し、年内にとりまとめていただく予定。

2. 広域化等及び民間活用の主な類型

水道事業における広域化等の主な類型と取組事例

類型		最近の事例
広域化等		
事業統合	水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立した。(検討期間H21.4～H28.3) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立する。(検討期間H20.12～H30.3)(後掲【事例1】)
	既存の一部事務組合等を活用した水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県の1市4町でちちぶ定住自立圏形成協定を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始した。(検討期間H21.9～H28.3)(後掲【事例2】)
	区域外給水をきっかけとした水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が、行政区域外への給水(分水)をきっかけとして、水巻町と事業統合。(後掲【事例3】)
	垂直統合	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。(後掲【事例4】) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立する。(検討期間H20.12～H30.3)(後掲【事例1】) 奈良県県営水道を水源とした方が事業の効率化を図れる場合、市町村の自己水の浄水場を廃止し、県営水道へ転換を検討。 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。(後掲【事例3】) 末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。(後掲【事例5】)
施設の共同化	浄水場等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。(後掲【事例6】) 北奥羽地区水道事業協議会(青森県内11市町村、八戸圏域水道企業団、岩手県内9市町村)で浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合を検討。(後掲【事例7】)
施設管理の共同化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。(後掲【事例3】)
	維持管理の受け皿組織	<ul style="list-style-type: none"> 広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。
	保守点検業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。(後掲【事例7】)
管理の一体化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。(後掲【事例3】) 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。
	システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。(後掲【事例7】) 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。
	シェアードサービス	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注。
	水質データ検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。(後掲【事例7】) 奈良広域水質検査センター組合で水質検査基準項目等の検査を実施。

水道事業における民間活用の主な類型と取組事例

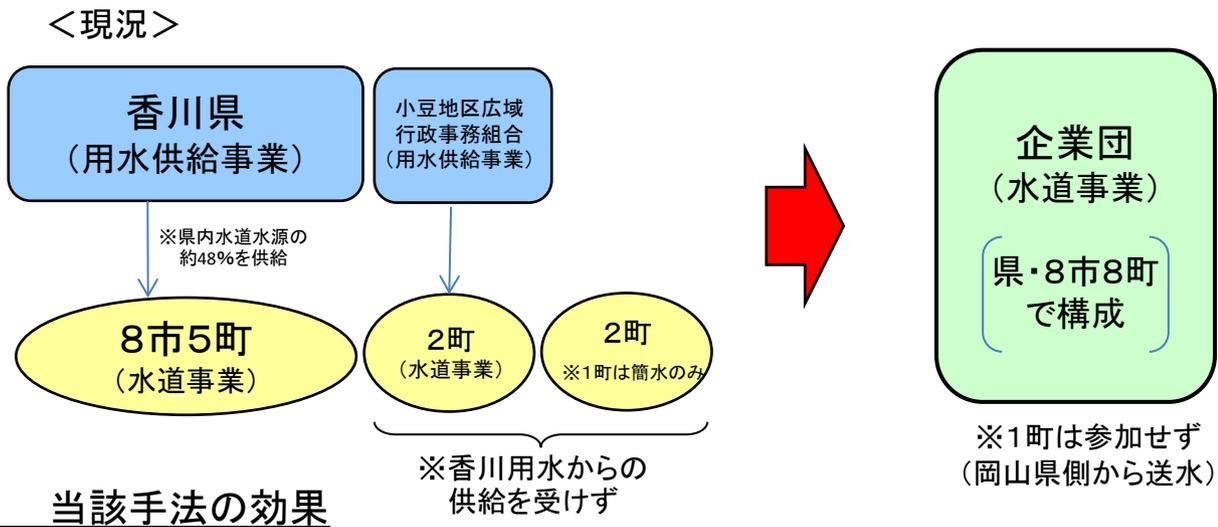
類型	最近の事例						
民間活用							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="102 335 463 561" style="text-align: center; vertical-align: middle;">PFI</td> <td data-bbox="463 335 2089 561"> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道夕張市が、浄水場施設等の施設整備と維持管理及び窓口等業務をまとめて依頼し、事業費の低減を図るためPFI方式を導入した。 ・愛知県岡崎市が、男川浄水場の施設老朽化、耐震化による更新に多大な事業費がかかるため、財政負担を効果的・効率的に抑制することを目的として、PFI方式を導入した。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="102 561 463 673" style="text-align: center; vertical-align: middle;">DBO</td> <td data-bbox="463 561 2089 673"> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設する際に、PPP導入を総合的に検証し、VFMやコストの抑制に最も効果的と考えられたDBO方式を活用した。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="102 673 463 746" style="text-align: center; vertical-align: middle;">コンセッション</td> <td data-bbox="463 673 2089 746"> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市等で検討中。 </td> </tr> </table>	PFI	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道夕張市が、浄水場施設等の施設整備と維持管理及び窓口等業務をまとめて依頼し、事業費の低減を図るためPFI方式を導入した。 ・愛知県岡崎市が、男川浄水場の施設老朽化、耐震化による更新に多大な事業費がかかるため、財政負担を効果的・効率的に抑制することを目的として、PFI方式を導入した。 	DBO	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設する際に、PPP導入を総合的に検証し、VFMやコストの抑制に最も効果的と考えられたDBO方式を活用した。 	コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市等で検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県山元町が、民間事業者へ浄水場等の包括的民間委託を行う際に、横浜ウォーター(株)にアドバイザー業務を委託し、最適な経営手法の導入に向けて支援を受けた。 ・福井県坂井市が、水道メーター検針、料金収納業務等の総務経理部門の業務及び、水質検査、施設の維持管理業務等の維持管理部門の業務あわせて21業務を包括的に委託。 ・石川県かほく市が、水道事業に加え、下水道事業・農業集落排水事業を一体とした包括的民間委託を実施。(後掲【事例8】)
PFI	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道夕張市が、浄水場施設等の施設整備と維持管理及び窓口等業務をまとめて依頼し、事業費の低減を図るためPFI方式を導入した。 ・愛知県岡崎市が、男川浄水場の施設老朽化、耐震化による更新に多大な事業費がかかるため、財政負担を効果的・効率的に抑制することを目的として、PFI方式を導入した。 						
DBO	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設する際に、PPP導入を総合的に検証し、VFMやコストの抑制に最も効果的と考えられたDBO方式を活用した。 						
コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市等で検討中。 						
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県高山市が、市町村合併に伴い増加した施設の効率的な管理と職員数削減を図るため、指定管理者制度での浄水施設等の運営を行った。 ・広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。 						

3. 広域化等及び民間活用の主な事例

【事例1】用水供給と末端給水の垂直統合（香川県、県内16市町）

1 概要

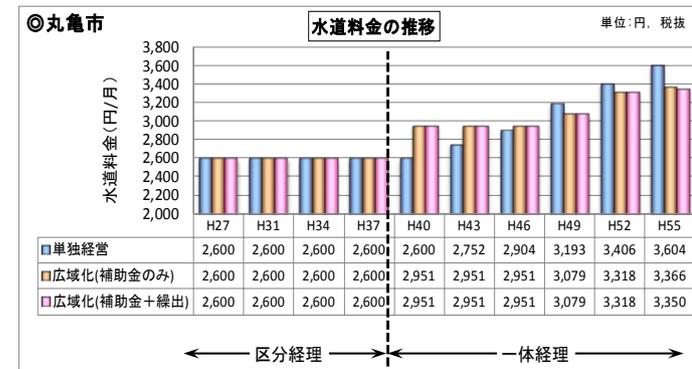
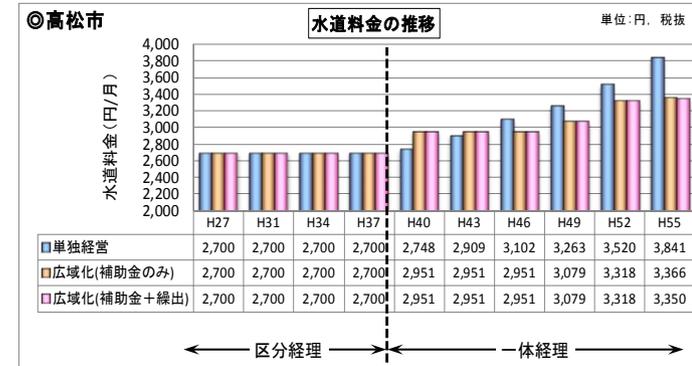
- 香川県と県内16市町（※全市町数17）で用水供給事業と末端給水事業の統合し、H29年秋に企業団を設立、H30年度からの事業開始に向け、県内1水道の実現を検討している事例（香川用水を活用した水源の一元管理及び円滑な水融通）。
- 課題として、①人口減少による給水収益の減少、②香川用水の取水制限等への対応、③施設の計画的更新・耐震化、④施設整備水準やサービスの平準化、⑤職員数の最適化・技術力継承



2 当該手法の効果

- 統合の手法としては、業務の効率化等による経営基盤の強化、国庫補助金等の活用等を勘案の上、各市町毎に水道料金のシミュレーション（右図）を行った上で、事業統合が最も効果的であるという結論に至った。
- 広域化の効果としては、①業務共同化や計画的・効率的な施設更新による経費・更新費削減、料金値上げの抑制、②水源の一元管理や管理体制の強化による安全な水道水の安定供給、③事業規模拡大による効率的な人員配置・人材育成、④湧水や災害時の危機管理体制拡大・窓口利便性拡大
- 職員数が平成26年から平成38年で104名減、浄水場が29施設減、運営費・事業費が、平成28年から平成55年で954億円減（年間34億円減）、供給単価が平成55年の時点で単独経営よりも16%減の効果が見込まれる。（平成26年10月「基本的取りまとめ」時の分析）

◆ 事業体別水道料金のイメージ(H28年3月現在)



【事例2】定住自立圏を活用した秩父地域水道広域化の取組

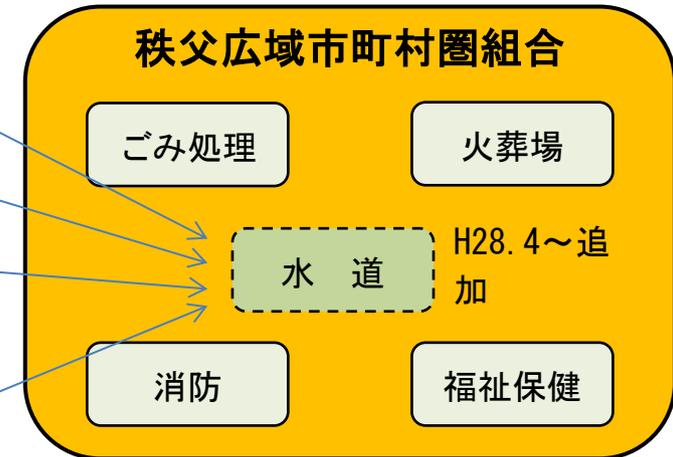
1 概要

- 「人口減少」、「施設・管路の老朽化」は秩父地域1市4町の共通課題
- 定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町により、H28.4から水道の広域化を実施
- 各市町で行っている水道事業を事業統合（水平統合）し、既に設置している秩父広域市町村圏組合の1事務として実施

[定住自立圏の取組]

- H21.3 秩父市中心市宣言
- H21.9 定住自立圏形成協定締結
- H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- ⋮
- H27.3 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画策定<アセットマネジメントによる検証>
- H28.4 事業統合（水平統合）

[イメージ]

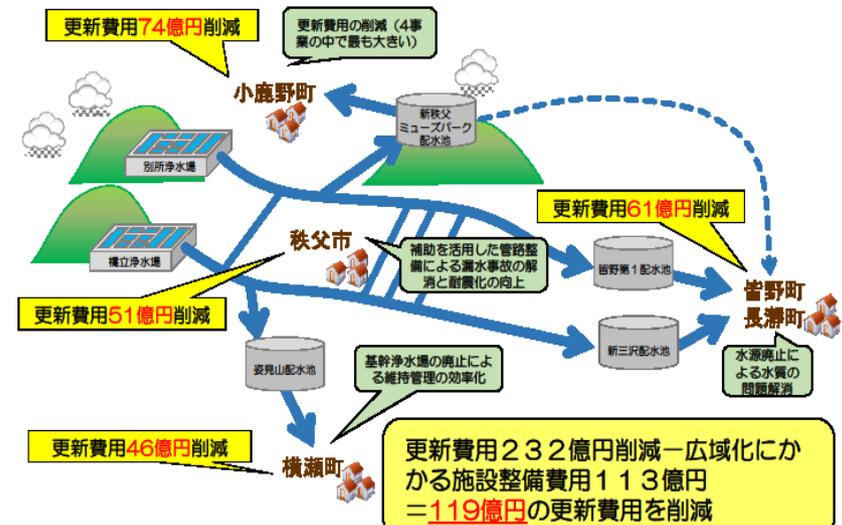


2 広域化の効果

- 供給単価の上昇幅が単独の場合より大幅に抑制

取水施設・浄水場数	取水施設 : 47 → 32 箇所 (▲15) 浄水場 : 41 → 26 箇所 (▲15)
施設の更新需要 (50年程度)	統合しない場合 : 1,036億円…A 統合する場合 : 804億円…B 差引 : 232億円…C=A-B 広域化に伴う施設整備費用 : 113億円…D 削減効果 : 119億円…C-D
職員数	現行 : 50人 → H38 : 33人 (▲17)

～秩父市の基幹浄水場を中心とした統廃合～

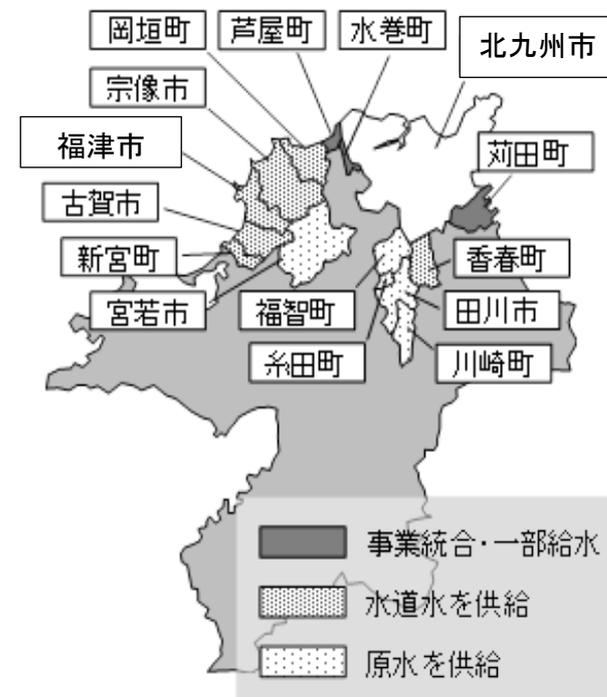


【事例3】北九州市による行政区域外への給水を通じた連携

1 概要

北九州市では、水道水または原水の供給を軸に5市9町と以下のとおり連携。

事業統合	芦屋町 (H19. 10)、水巻町 (H24. 10) ⇒ 2(1)参照
一部給水	苅田町 (H20. 3)
用水供給	宗像地区事務組合[宗像市]・新宮町 (H23. 4)、 福津市・古賀市に給水開始 (H28. 4) ⇒ 2(2)参照
分水	岡垣町 (H2. 4)、香春町 (H17. 4)
原水供給	宮若市 (S49. 5)、田川地区水道企業団[田川市、川崎町、 糸田町、福智町] (H13. 3)



2 連携による効果

(1) 事業統合 (水巻町)

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水巻町は一日最大給水量 (9,000m³) の約9割を北九州市から購入 ・ 北九州市の1.8倍という高い水準の水道料金 ・ 町民から水道料金の値下げを求める意見が多く、北九州市に対し、上水道事業の統合を要望
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水巻町の水道料金が45% (3,797円→2,100円) 低下 ・ 北九州市における収入の増加、経営基盤の強化 (給水原価の改善など)

(2) 用水供給 (宗像市、福津市、古賀市、新宮町)

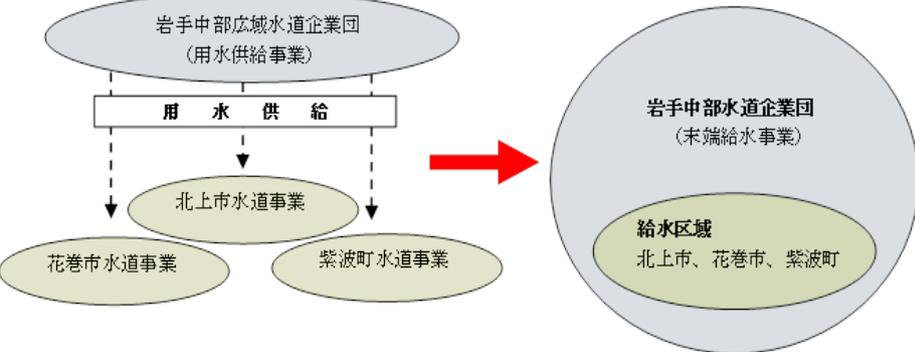
導入目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理対策として、北九州市と福岡都市圏を結ぶ緊急連絡管の機能維持のためには、常時、維持用水を流しておくが必要であったことに加え、沿線の3市1町は水源等の問題で水源転換等を検討していたことから、緊急連絡管の維持用水を水源の転換等にあてることになったもの
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗像市や福津市では浄水施設の更新が不要、古賀市では新規水源を確保 ・ 新宮町では浄水施設の更新が不要かつ新規水源を確保 ・ 北九州市では新たな収入の確保かつ施設稼働率の向上

3 事務の共同化 宗像地区事務組合より業務を包括的に受託 (H28. 4 事務の代替執行)

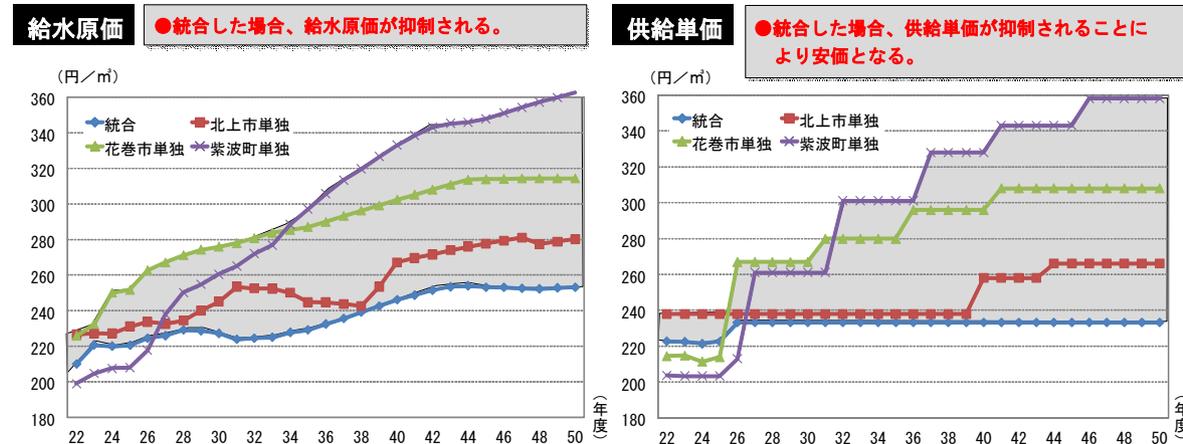
【事例4】岩手中部水道企業団による用水供給と末端給水の垂直統合

1 概要

- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、H26.4から岩手中部水道企業団として事業を開始。
- 単独で事業運営した場合のシミュレーション（ダウンサイジング無し）と広域化した場合のシミュレーション（ダウンサイジング有り、料金統一）とを比較した結果、広域化すれば原価、料金共に最低ラインとなることから、広域化を進めた。



2 当該手法の特徴・効果



ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術の継承 ➢ 専門職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> • 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対処が可能な体制を確保 • プロパー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水道施設の統廃合 ➢ 更新投資の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> • 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減 • ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
カネ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 優先事業への集中投資 ➢ 資金の一括管理・運用 	<ul style="list-style-type: none"> • 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善 • ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

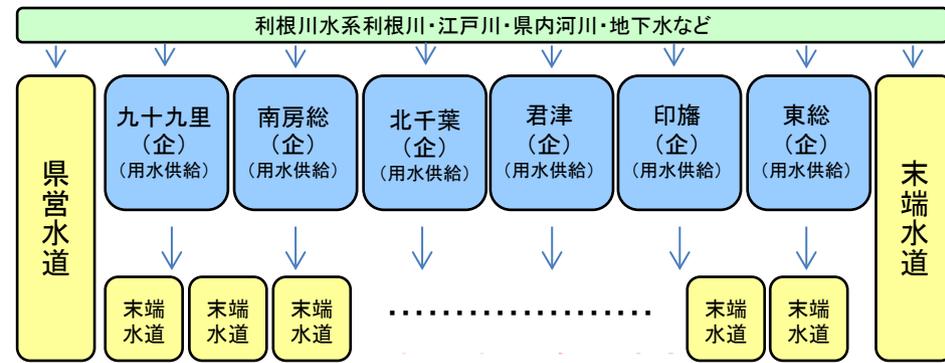
【事例5】県による用水供給事業の統合（千葉県）

1 概要

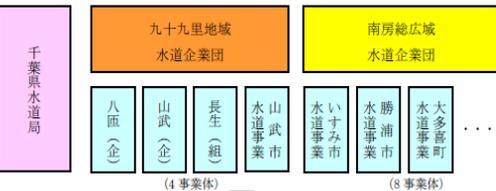
- 千葉県内には、県営水道（末端給水のみ）、6企業団による用水供給事業、市町村営・一組による末端給水事業（40団体）が存在。
- 地理的、地形的要因から、全体として水資源に恵まれていないが、特に九十九里地域、南房総地域は水資源が乏しく、利根川から房総導水路により供給していることから、他の地域に比べ水道用水供給料金が低い。県からの補助金を交付後も、県内で末端給水料金に3倍の格差あり。

2 取組方針（九十九里・南房総地域）

<現況>



<現況>



<第1ステップ>



<第2ステップ>



◎ 経営統合（第1ステップ）から事業統合（第2ステップ）へ段階的に進めていく。

【第1ステップ：経営統合】

- ・ 県が従前の地域（県営水道地域、九十九里地域、南房総地域）別で事業を運営
- ・ 県及び市町村の一般会計の負担は現行と同水準

【第2ステップ：事業統合】

- ・ 事業(会計)を一筆化し、用水供給料金の平準化を図る。
- ・ 用水供給料金平準化のために必要となる新たな財源措置は、県と九十九里地域・南房総地域の市町村で負担。
- ◎ 統合の効果を地域全体で享受するため、併行して末端給水事業の統合についても検討を進める。
 - ・ 末端給水事業の統合について、関係市町村が合意することを前提に、第1ステップ（経営統合）に進む。
 - ・ 末端給水事業の統合後、第2ステップ(事業統合)に進む。
 - ・ 末端給水事業体の統合・広域化を推進するとともに、事業統合効果を活かすため、県として、末端給水事業体の統合後、初期投資費用などについて短期的な補助制度を検討

※君津地域においても、末端給水事業の統合等を検討



県内6用水供給事業体(26年度決算)

	北千葉(企)	東総(企)	君津(企)	印旛(組)	九十九里(企)	南房総(企)
三芳水道企業団(構成市町村) 館山市、南房総市	61.18	141.62	111.71	156.37	162.30	330.16
給水原価(円/m ³)	76.93	167.94	123.27	174.44	163.46	256.40

※給水原価(円/m³)……水を1m³つくるのに必要な経費
 ※供給単価(円/m³)……末端給水事業体に供給した1m³あたりの収益

【事例6】大牟田市と荒尾市との施設の共同設置・DBO方式の活用

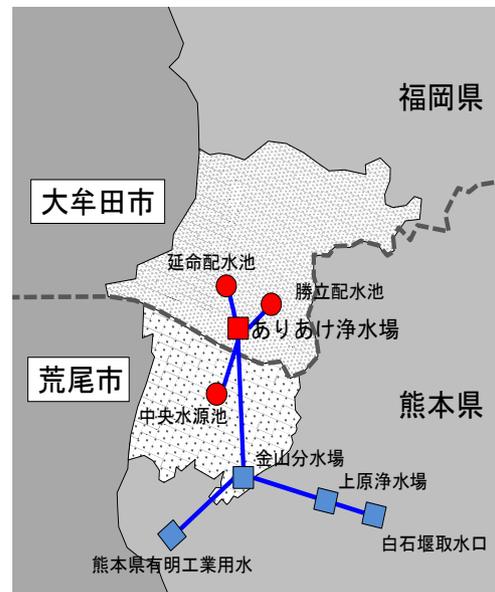
1 概要

（施設の共同設置）

大牟田市、荒尾市は共に炭鉱の町として発展し、市水に先駆け炭鉱専用水道が普及していた経緯があり、市水との水道一元化という共通の課題を抱えていた。また以前から生活圏が同じであったことに加え、水源環境等の地理的条件等も背景に、スケールメリットを最大限生み出すことを目的に、共同浄水場を建設することとなった。

（DBO方式の活用）

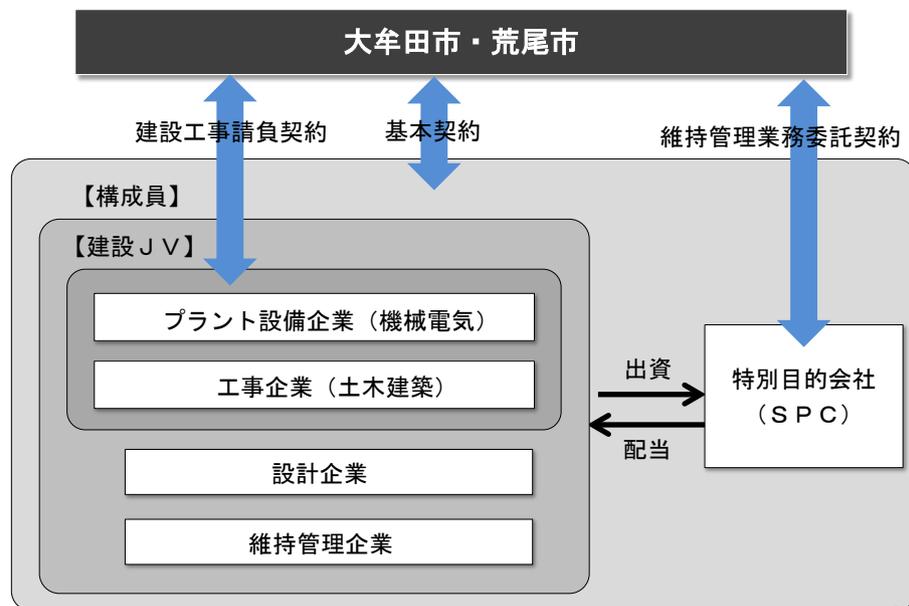
また、両市は将来の水道一元化を見据え浄水場を所有してきておらず、浄水場の建設及び維持管理を経験した技術者もいないことから、民間のノウハウを活用できるPPP（官民連携パートナーシップ）を進めることとなった。



2 当該手法の特徴・効果

落札者決定後の公的財政負担の削減率は20.48%となった。これは、競争が働いた結果、想定していた削減率よりも高い削減率となったものである。また、浄水場以外の施設（ポンプ場、配水池等）の維持管理も含め、同一事業者にて委託しており、設備にトラブルがあった場合の対応については、想定していた以上の効果が出ている。

手法	DBO方式による浄水場の共同設置
事業内容	大牟田市・荒尾市共同浄水場の設計・建設及び維持管理 共同浄水場外の水道施設の維持管理（大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場、水質モニター等）
検討等期間	平成15年～平成19年3月
事業期間	設計・建設期間：平成21年6月～平成24年3月 維持管理期間：平成24年4月～平成39年3月



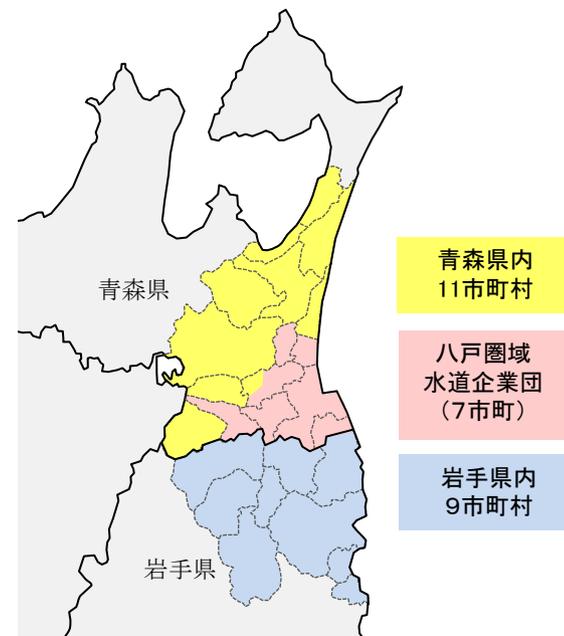
【事例7】北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域連携の取組

○ 北奥羽地区水道事業協議会は、八戸圏域水道事業団と青森県南の11市町村及び岩手県北の9市町村が、水道事業の総合的な発展と合理的かつ効率的な運営を図ることを目的として、平成20年1月に設立。

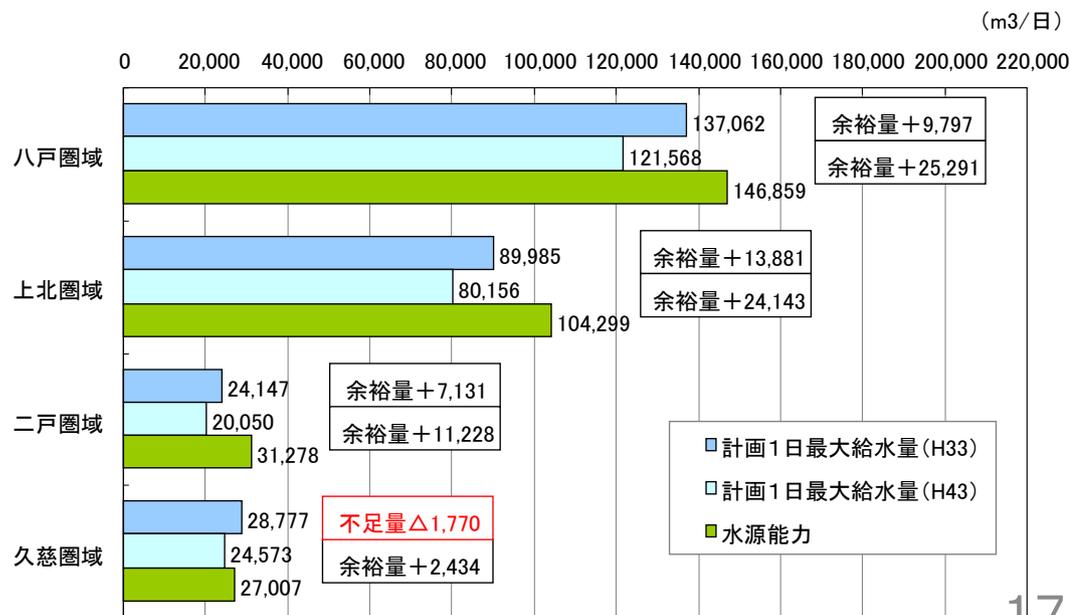
○ 平成25年4月以降、地元の管工事組合や水質検査機関、検針・料金徴収関係企業の15団体も準会員となり、官民一体の体制を構築。

○ 平成25年度まで、施設見学会や勉強会等を通じて会員間の連携を深めたうえ、平成26年度より、「出来るところから広域化」するため、以下の4つのテーマ毎に議論が行われ、県境をまたいだ新たな広域化への取組みとして注目されている。

- ① 施設の共同化：浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合
- ② 水質データ管理の共同化：水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化
- ③ 施設管理の共同化：保守点検業務を一括して外部委託
- ④ システムの共同化：八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用



○ 右図は、各地域の今後の水需要の状況を示したもの。今後は、どの地域も水源能力に余力が生じることから、各自治体ごとに施設を更新するのではなく、既存施設を共同化し得る可能性を示唆している。

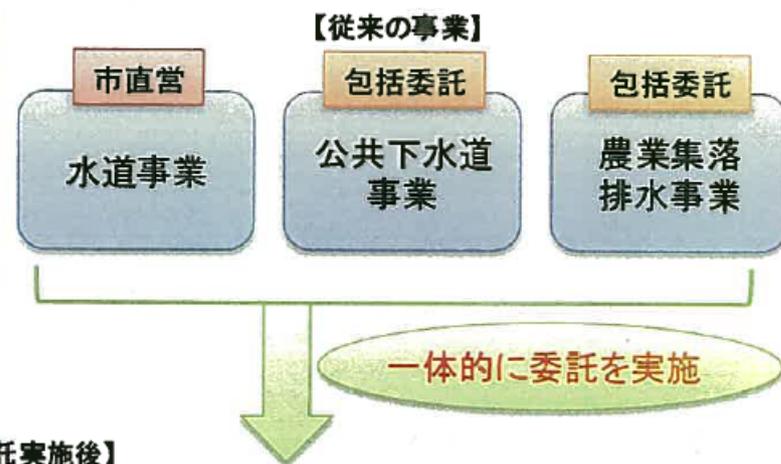


【事例8】包括的民間委託(石川県かほく市)

石川県かほく市上下水道事業 —包括委託—

- かほく市では、合併による人員削減により水道施設に対する十分な点検や管理が行えておらず、ノウハウが喪失していたことや、更なるコスト削減が求められていたこと等の理由から、包括的民間委託を実施
- 上水道に加え、下水道事業・農業集落排水事業を一体とした包括委託

概要	・ 市が所管する上下水道施設の維持管理に関する各種業務について、包括的に民間委託する事業
期間	2013年4月から5年間の委託
委託料	843百万円(税込み)
事業者	(株)西原環境
対象事業	①水道事業 ②公共下水道事業 ③農業集落排水事業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道に係る様々な業務の一体管理により、効率的な維持管理を実現し、従来手法と比較して約8%(5年総額:約75百万円)の削減効果 ・ 水道事業の水源は、県営水道からの受水(40%)と自己水(60%、深井戸)であり、原水が良質であることから、水道技術管理者の配置義務が生じる第三者委託制度は採用せず、包括委託で実施



【包括的民間委託実施後】

【対象施設】

- 水道事業 : 管路を除く全ての施設
- 公共下水道事業 : 管路を含む全ての施設
- 農業集落排水事業 : 管路を含む全ての施設

〈出典〉かほく市HP、国土交通省HPをもとに作成

4. 広域化等及び民間活用の推進に関する論点

広域化等を進める上での論点

(共通事項)

- 施設・設備の整備水準の格差や、統合後の料金が課題となっているのではないか。
- 自団体の経営状況が悪く、統合先が見つからないのではないか。
- 地理的条件等により、統合できないのではないか。
- 事業統合について、住民等の理解をどのように得るべきか。
- どこの団体と何を広域化すればよいのか、きっかけや手がかりがつかめないのではないか。
- 他の検討課題が多く、広域化等を検討するための人材がいないのではないか。
- 経営状況がよいため、広域化等の必要性を感じないのではないか。
- 広域化等のメリットが十分に認識されていないのではないか。

(システム面での論点)

- 各種システムの仕様が異なることから、システム共同化に際して、多額の費用がかかることが懸念され、検討できないのではないか。



広域化等を進める上でのポイントは？

民間活用を進める上での論点

- PFI等については、委託関係の手続きが煩雑で、**事業開始までにかかなりの時間と、十分な知見をもった者を要することから、特に小規模団体には困難な面があるのではないか。**
- 民間委託による職員削減の検討がなされる場合が多いが、委託業者に対するモニタリングが必要であることや、委託による職員の維持管理等に対するノウハウがなくなってしまう、**委託期間終了後の対応に支障が発生するのではないか。**
- 長期間の民間委託を行うと、**広域化等の検討と競合**することがあるのではないか。
- 共同委託の検討に当たって、周辺の水道事業者がどのような事業をどのように行っているのか等の状況が分からないのではないか。



民間活用を進める上でのポイントは？